

令和 5 年 7 月 2 0 日

保 護 者 各 位

多摩市教育委員会
教育部長 小野澤 史
(公印省略)

令和 5 年度（後期）難聴・言語障害通級指導学級
「きこえとことばの教室」入級申込みについて（通知）

多摩市教育委員会では、令和 5 年度後期の難聴・言語障害通級指導学級「きこえとことばの教室」について、下記のとおり、入級申込みの受付を行います。

「きこえとことばの教室」へ入級し、特別な指導が必要とお考えの保護者の方は、下記の事項を参考に在籍校へご相談くださいますようお願いいたします。

なお、本通知（きこえとことばの教室入級申込みについて）は、多摩市立小学校の通常の学級に在籍している小学校 1～5 年生の保護者全員に、お配りしています。

記

1 通級指導学級による指導とは

小学校の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別な指導を通級指導学級で行います。

2 きこえとことばの教室の設置校及び場所

難聴・言語障害通級指導学級設置校 北諏訪小学校「きこえとことばの教室」

ことばの教室 北諏訪小学校（諏訪 1－6 0－1）

きこえの教室 諏訪複合教育施設 3 階（諏訪 5－1）

3 きこえとことばの教室の対象

次の 2 つの要件全てに該当する児童が、「きこえとことばの教室」の対象です。

- ① 難聴又は言語障害で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童
- ② きこえや言葉に関して特別な指導が必要で、在籍校の校内委員会において、通級による指導が効果的であると判断された児童

※ 今回の後期申し込み者は、令和 6 年 4 月からの指導開始としています。

4 入級申込みの流れ

様式1「相談申込書」の提出	9月15日（金）まで
次の「提出書類」を在籍校へ提出してください。後日、在籍校より相談を行う日程等について連絡があります。 提出書類：1 相談申込書 2 発達検査の結果の写し 3 医師の診断書の写し ※ 2・3が無い場合も申込みをすることができます。 ただし、判定委員会において、2・3の書類が必要と判断されることがあります。	
「通級指導学級入級願」の提出	10月6日（金）まで
様式1を踏まえ、保護者と在籍校の意見が「通級指導学級での指導が必要」と一致した場合、次の提出書類を、在籍校へ、提出してください。 <u>（提出様式は、在籍校にあります）</u> 提出書類：通級指導学級入級願（様式2－1） きこえとことばの教室 日程調査票（様式2－2）	
入級願提出後の手続き	
「日程調査票（様式2－2）」を参考に、保護者の方とお子さんの面接を行います。	
判定決定と通級指導の開始	
判定の決定通知は、令和6年1月下旬に在籍校を通じてお渡しします。 入級が決定した場合、令和6年4月より指導を開始します。	

5 その他

きこえとことばの教室の利用については、設置校への保護者の方の送迎が原則必要となります。

【問合せ先】

通級指導学級の入級に関すること
教育センター特別支援・相談担当

電話 042-372-1010

通級指導学級の指導内容に関すること
教育センター指導主事

電話 042-372-1010